

議会運営委員会 H30.9.25(火)

開 会 9:59
散 会 10:07

1. 政策条例検討委員会の協議結果について

- 政策条例検討委員会の岡口重文委員長から、資料1～1-6のとおり報告された。

2. 「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例（案）」の取扱いについて

- 宮原真一理事から、資料2～2-5のとおり「政策条例検討委員会で、各会派の合意に至った。については条例（案）を全議員が提出者となり、本日、議長あて提出した。」と報告された。
- 条例（案）の取扱いは、理事会における申し合わせのとおり、本日の本会議に、日程追加のうえ上程し、上程後、政策条例検討委員長である岡口重文議員が提出者説明を行い、委員会付託及び討論は省略し、直ちに採決することが申し合わされた。
- 採決に際して、理事会における申し合わせのとおり、条例（案）の上程後、採決に至るまで、議場内及び傍聴席に手話通訳者を配置し、手話通訳を行うことが申し合わされた。
- 政策条例検討委員会から意見があった、条例制定後の議会として出来る取組について、理事会における申し合わせのとおり、今後、議会として検討を進めることが申し合わされた。

3. 意見書案・決議案の調整状況について

- 調整者の坂口祐樹委員から、資料3のとおり、意見書案2件及び決議案1件が報告された。

4. 議案等の討論者名等について

- 自由民主党及び県民ネットワークは討論なし、諸会派は次のとおり討論を行うと報告された。

番号	件名	提出者説明	反対討論	賛成討論
甲第34号	平成30年度一般会計補正予算（第2号）		武藤明美議員 （日本共産党）	
甲第35号	平成30年度財政調整積立金特別会計補正予算（第2号）		武藤明美議員 （日本共産党）	

番号	件名	提出者説明	反対討論	賛成討論
決第 3号	改正健康増進法の円滑な 施行の推進を求める決議 (案)		武藤明美議員 (日本共産党)	

○ 討論の順序について

- ・日本共産党の武藤明美議員が、甲第34号議案及び甲第35号議案について、反対討論を一括して行い、決第3号決議案について、反対討論を行うことが確認された。

5. 本日（9月25日）の会議の順序について

- 事務局から、資料4～4-2のとおり説明された。

6. 閉会中の継続審査について

- 議会運営委員会の所管事項のうち
 1. 議会の運営に関する件
 1. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
 1. 議長の諮問に関する件

以上3件について、諸般の検討を要するため、閉会中の継続審査としたい旨、議長に申し出ることが申し合わされた。

7. その他

- 本日の本会議の開議時間は、午前11時目途と申し合わされた。

8. 執行部発言の有(無)

政策条例検討委員会協議結果報告書

本委員会では、「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例（案）」の制定について、平成30年5月8日の第1回委員会から平成30年9月21日の第13回委員会まで協議を重ねた結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記


- 条例の構成は、題名、本則及び附則とする。
- 条例の題名は、「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」とする。
- 条例の本則は、次のとおりとする。

前文

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県民の責務
- 第5条 県民の役割
- 第6条 事業者の役割
- 第7条 学校における意思疎通手段の普及等
- 第8条 計画の策定及び推進
- 第9条 手話等を学ぶ機会の確保等
- 第10条 手話等を用いた情報発信
- 第11条 災害時の連絡体制整備
- 第12条 手話通訳者の確保、養成等
- 第13条 聞こえ等に関する相談への対応及び支援
- 第14条 事業者への支援
- 第15条 意思疎通手段に関する調査研究
- 第16条 財政上の措置

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の提出時期は、平成30年9月定例会とする。
- 条例（案）の本文は別紙のとおりとする。

平成30年9月21日

政策条例検討委員会委員長 岡口 重文 

佐賀県議会議長 石倉 秀郷 様

佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例（案）

手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の言語体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。

我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまで、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展を遂げてきたが、過去には、読唇と発声訓練を中心とする口話法による意思疎通が押し進められ、手話の使用が制約された時代もあった。

その後、平成 18 年の国際連合総会において、手話が音声言語と同じく言語であることを明記した障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）が採択された。

また、我が国も、平成 23 年に改正した障害者基本法において、手話が言語に含まれることを明確化するとともに、平成 26 年には障害者権利条約を批准したことにより、ろう者の文化的所産である手話が言語であるとの認識が深まることが期待されている。

そのためには、歴史的経緯を踏まえた手話に対する県民の理解と、地域社会全体における手話の普及促進が必要である。

さらに、聴覚障害は、ろうのほか、難聴や中途失聴など、その程度や特性も様々であることから、聴覚に障害のある人全てが、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段を用いることができるよう、その手段の普及、利用環境の整備や県民の理解促進を図る必要がある。

佐賀県では、佐賀県聴覚障害者サポートセンターが平成 26 年に開設された。同施設では、手話通訳者や要約筆記者の養成、派遣や聴覚に障害のある人の社会参加を促進する事業及び、聞こえに不安や不便を感じる人への補聴器具に関する相談対応をはじめ幅広い先進的な支援に取り組んでいるところである。今後とも、高齢化の進展とともに増加する加齢性難聴への支援など、聴覚に障害のある人が必要とする様々な意思疎通手段に対応するための取組の継続及びさらなる充実が必要である。

このような状況に鑑み、ここに、手話が言語であるとの認識を共有するとともに、全ての県民が聴覚障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定めることにより、全ての県民が、聴覚障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる地域社会（以下「聞こえの共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。

- (2) 意思疎通手段 手話、要約筆記、筆談、補聴器具の使用その他の聴覚に障害のある人が他者との意思疎通又は周囲からの情報取得を図るための手段をいう。
- (3) 聴覚に障害のある人 聴覚の機能の障害がある人であって、当該障害及び社会的障壁（障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいう。
- (4) 聴覚に障害のある人等 聴覚に障害のある人、その支援者及び関係団体をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。

（基本理念）

第 3 条 聞こえの共生社会の推進は、全ての聴覚に障害のある人が、聴覚に障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 手話言語の普及は、手話が独自の言語体系を有し、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われること。
- (2) 全ての聴覚に障害のある人に係る社会的障壁の除去は、その実施について必要かつ合理的に配慮され、可能な限り、その障害の特性に応じた意思疎通手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語の普及と聞こえの共生社会を推進するための施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- 2 県は、基本理念にのっとり、全ての聴覚に障害のある人の社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進するものとする。
- 3 前項の規定は、特に、県主催の参加者を特定しない集会等の運営において、十分に留意されるものとする。
- 4 前 3 項の実施に当たっては、県は、関係団体、市町等と連携を図るとともに、市町が主体となって行う同様の取組を積極的に支援するものとする。

（県民の役割）

第 5 条 県民は、この条例の目的及び基本理念についての理解を深め、県、市町又は聴覚に障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

- 2 聴覚に障害のある人等は、県及び市町の施策に協力するとともに、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進及び意思疎通手段の普及に努めるものとする。

- 3 聴覚に障害のある人等は、意思疎通手段を利用する上で社会的障壁がある場合は、そのことを周囲の人に積極的に伝えるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、聴覚に障害のある人に対しサービスを提供するとき、又は聴覚に障害のある人を雇用するときは、その社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、障害の特性に応じた意思疎通手段を積極的に利用するよう努めるものとする。

(学校における意思疎通手段の普及等)

第7条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進を図るものとする。

- 2 県教育委員会は、聴覚に障害のある児童、生徒、学生又は幼児（以下「聴覚に障害のある児童等」という。）が通学する県立学校において、教職員の意思疎通手段に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるとともに、聴覚に障害のある児童等が意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるものとする。
- 3 県教育委員会は、県立学校に通学する聴覚に障害のある児童等又はその保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 4 県は、学校（県立学校を除く。）の設置者に対し、基本理念及び意思疎通手段の理解の促進に関する情報提供、助言その他必要な支援に努めるものとする。

(計画の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、聴覚に障害のある人の意思疎通手段に関する基本的施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するとともに、基本的施策の推進に当たっては、聴覚に障害のある人等と連携して推進するための体制を整備するものとする。

- 2 県は、前項に規定する基本的施策を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、聴覚に障害のある人等の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項に規定する基本的施策の実施状況について、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(手話等を学ぶ機会の確保等)

第9条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町その他関係機関と協力し、啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

- 2 県は、その職員がこの条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、手話等を学習する

取組を推進するため、手話等に関する研修等を行うものとする。

(手話等を用いた情報発信)

第10条 県は、聴覚に障害のある人が円滑に県政に関する情報を取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、意思疎通手段を用いた情報発信に努めるものとする。

(災害時の連絡体制整備)

第11条 県は、災害その他の非常の事態において、聴覚に障害のある人が障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう、市町その他関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話通訳者の確保、養成等)

第12条 県は、市町その他関係機関と協力し、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通の支援を受けることができる体制を確保するよう努めるとともに、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び資質の向上を図るものとする。

(聞こえ等に関する相談への対応及び支援)

第13条 県は、県民からの聞こえ、補聴器具等に関する相談を受け付け、また、支援を行うための拠点の整備及び充実を図るものとする。

(事業者への支援)

第14条 県は、聴覚に障害のある人が利用しやすいサービスの提供及び聴覚に障害のある人が働きやすい環境の整備等を行う事業者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(意思疎通手段に関する調査研究)

第15条 県は、聴覚に障害のある人等が意思疎通手段の発展に資するために行う調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、意思疎通手段の普及及び利用の促進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 2 号議案

佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例（案）

手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の言語体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。

我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまで、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展を遂げてきたが、過去には、読唇と発声訓練を中心とする口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もあった。

その後、平成 18 年の国際連合総会において、手話が音声言語と同じく言語であることを明記した障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）が採択された。

また、我が国も、平成 23 年に改正した障害者基本法において、手話が言語に含まれることを明確化するとともに、平成 26 年には障害者権利条約を批准したことにより、ろう者の文化的所産である手話が言語であるとの認識が深まることが期待されている。

そのためには、歴史的経緯を踏まえた手話に対する県民の理解と、地域社会全体における手話の普及促進が必要である。

さらに、聴覚障害は、ろうのほか、難聴や中途失聴など、その程度や特性も様々であることから、聴覚に障害のある人全てが、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段を用いることができるよう、その手段の普及、利用環境の整備や県民の理解促進を図る必要がある。

佐賀県では、佐賀県聴覚障害者サポートセンターが平成 26 年に開設された。同施設では、手話通訳者や要約筆記者の養成、派遣や聴覚に障害のある人の社会参加を促進する事業及び、聞こえに不安や不便を感じる人への補聴器具に関する相談対応をはじめ幅広く先進的な支援に取り組んでいるところである。今後とも、高齢化の進展とともに増加する加齢性難聴への支援など、聴覚に障害のある人が必要とする様々な意思疎通手段に対応するための取組の継続及びさらなる充実が必要である。

このような状況に鑑み、ここに、手話が言語であるとの認識を共有するとともに、全ての県民が聴覚障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定めることにより、全ての県民が、聴覚障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる地域社会（以下「聞こえの共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。
- (2) 意思疎通手段 手話、要約筆記、筆談、補聴器具の使用その他の聴覚に障害のある人が他者との意思疎通又は周囲からの情報取得を図るための手段をいう。

(3) 聴覚に障害のある人 聴覚の機能の障害がある人であって、当該障害及び社会的障壁（障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいう。

(4) 聴覚に障害のある人等 聴覚に障害のある人、その支援者及び関係団体をいう。

(5) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。

（基本理念）

第 3 条 聞こえの共生社会の推進は、全ての聴覚に障害のある人が、聴覚に障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

(1) 手話言語の普及は、手話が独自の言語体系を有し、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われること。

(2) 全ての聴覚に障害のある人に係る社会的障壁の除去は、その実施について必要かつ合理的に配慮され、可能な限り、その障害の特性に応じた意思疎通手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語の普及と聞こえの共生社会を推進するための施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、全ての聴覚に障害のある人の社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進するものとする。

3 前項の規定は、特に、県主催の参加者を特定しない集会等の運営において、十分に留意されるものとする。

4 前 3 項の実施に当たっては、県は、関係団体、市町等と連携を図るとともに、市町が主体となつて行う同様の取組を積極的に支援するものとする。

（県民の役割）

第 5 条 県民は、この条例の目的及び基本理念についての理解を深め、県、市町又は聴覚に障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

2 聴覚に障害のある人等は、県及び市町の施策に協力するとともに、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進及び意思疎通手段の普及に努めるものとする。

3 聴覚に障害のある人等は、意思疎通手段を利用する上で社会的障壁がある場合は、そのことを周囲の人に積極的に伝えるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、聴覚に障害のある人に対しサービスを提供するとき、又は聴覚に障害のある人を雇用するときは、その社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、障害の特性に応じた意思疎通手段を積極的に利用するよう努めるものとする。

(学校における意思疎通手段の普及等)

第7条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進を図るものとする。

2 県教育委員会は、聴覚に障害のある児童、生徒、学生又は幼児（以下「聴覚に障害のある児童等」という。）が通学する県立学校において、教職員の意思疎通手段に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるとともに、聴覚に障害のある児童等が意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるものとする。

3 県教育委員会は、県立学校に通学する聴覚に障害のある児童等又はその保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うよう努めるものとする。

4 県は、学校（県立学校を除く。）の設置者に対し、基本理念及び意思疎通手段の理解の促進に関する情報提供、助言その他必要な支援に努めるものとする。

(計画の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、聴覚に障害のある人の意思疎通手段に関する基本的施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するとともに、基本的施策の推進に当たっては、聴覚に障害のある人等と連携して推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、前項に規定する基本的施策を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、聴覚に障害のある人等の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項に規定する基本的施策の実施状況について、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(手話等を学ぶ機会の確保等)

第9条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町その他関係機関と協力し、啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

2 県は、その職員がこの条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、手話等を学習する取組を推進するため、手話等に関する研修等を行うものとする。

(手話等を用いた情報発信)

第10条 県は、聴覚に障害のある人が円滑に県政に関する情報を取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、意思疎通手段を用いた情報発信に努めるものとする。

(災害時の連絡体制整備)

第11条 県は、災害その他の非常の事態において、聴覚に障害のある人が障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう、市町その他関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話通訳者の確保、養成等)

第12条 県は、市町その他関係機関と協力し、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通の支援を受けることができる体制を確保するよう努めるとともに、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び資質の向上を図るものとする。

(聞こえ等に関する相談への対応及び支援)

第13条 県は、県民からの聞こえ、補聴器具等に関する相談を受け付け、また、支援を行うための拠点の整備及び充実に努めるものとする。

(事業者への支援)

第14条 県は、聴覚に障害のある人が利用しやすいサービスの提供及び聴覚に障害のある人が働きやすい環境の整備等を行う事業者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(意思疎通手段に関する調査研究)

第15条 県は、聴覚に障害のある人等が意思疎通手段の発展に資するために行う調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、意思疎通手段の普及及び利用の促進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定めることにより、全ての県民が、聴覚障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

平成30年9月25日提出

提出者 別紙

資料
No. 2-4

提出者

留守 茂幸	石丸 博	石井 秀夫	武藤 明美	木原 奉文
稲富 正敏	竹内 和教	中倉 政義	藤木卓一郎	石倉 秀郷
桃崎 峰人	土井 敏行	指山 清範	大場 芳博	内川 修治
岡口 重文	原田 寿雄	徳光 清孝	宮原 真一	坂口 祐樹
藤崎 輝樹	向門 慶人	米倉 幸久	八谷 克幸	定松 一生
川崎 常博	江口 善紀	古賀 陽三	井上 常憲	池田 正恭
野田 勝人	中本 正一	西久保弘克	木村 雄一	青木 一功
井上 祐輔				

佐賀県議会議長 石倉 秀郷 様

佐賀県議会
No. 2-5

平成30年9月定例会意見書・決議（案）一覧

（平成30年9月25日）

< 意見書（案） >

提出会派	件名	備考
全議員	意第8号 私学助成の充実強化等に関する意見書（案）	
”	意第9号 学校施設への冷房等空調設備の設置促進を 求める意見書（案）	

< 決議（案） >

提出会派	件名	備考
自由民主党 自民党・鄙の会	決第3号 改正健康増進法の円滑な施行の推進を求め る決議（案）	

本日（9月25日）の会議の順序（案）

1 開 議

- 2 佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例（案）の上程～採決
（提出者説明を行い、質疑、委員会付託及び討論は省略）

3 知事提出議案関係

（一括討論及び採決）

- (1) 甲第34号 平成30年度一般会計補正予算（第2号）
甲第35号 平成30年度財政調整積立金特別会計
補正予算（第2号）…………… 2件一括

（採決のみ）

- (2) 乙第52号 核燃料税条例
乙第56号 県事業に対する市町の負担について
乙第57号 国営土地改良事業に対する市町の負担について
乙第58号 県営土地改良事業に対する市町の負担について
乙第59号 独立行政法人水資源機構事業に対する市町の
負担について…………… 5件一括
- (3) 甲第36号 平成30年度港湾整備事業特別会計
補正予算（第1号）…………… 1件
- (4) 乙第51号、乙第53号～乙第55号、乙第60号、乙第61号
…………… 6件一括
- (5) 乙第62号 教育委員会委員の任命について…………… 1件
- (6) 乙第63号 公安委員会委員の任命について…………… 1件
- (7) 乙第64号 公害審査会委員の任命について…………… 1件

4 意見書案関係
(上程及び採決)

- (1) 意第8号 私学助成の充実強化等に関する意見書(案)
意第9号 学校施設への冷房等空調設備の設置促進を求める意見書(案)
…………… 2件一括

5 決議案関係
(上程、討論及び採決)

- (1) 決第3号 改正健康増進法の円滑な施行の推進を求める決議(案)
…………… 1件

6 継続審査事件

7 閉会